

# 東海市芸術劇場 施設使用料一覧

令和元年（2019年）10月1日～

利用区分			使用料（円）						
			午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日	
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	9:00～ 17:00	18:00～ 22:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	
大 ホ ー ル	入場料を 徴収しない 場合	平日	27,720	36,960	64,680	36,960	73,920	101,640	
		日曜日等	33,260	44,350	77,610	44,350	88,700	121,960	
	入場料が 1,000円 以下の場合	平日	39,600	52,800	92,400	52,800	105,600	145,200	
		日曜日等	47,520	63,360	110,880	63,360	126,720	174,240	
	入場料が 1,001円～ 3,000円 以下の場合	平日	49,500	66,000	115,500	66,000	132,000	181,500	
		日曜日等	59,400	79,200	138,600	79,200	158,400	217,800	
	入場料が 3,001円 以上の場合	平日	59,400	79,200	138,600	79,200	158,400	217,800	
		日曜日等	71,280	95,040	166,320	95,040	190,080	261,360	
	リハーサル室			3,890	5,180	9,070	5,180	10,360	14,250
	楽屋A			290	380	670	380	760	1,050
	楽屋B			510	680	1,190	680	1,360	1,870
	楽屋C			290	390	680	390	780	1,070
楽屋D			600	800	1,400	800	1,600	2,200	
楽屋E			520	690	1,210	690	1,380	1,900	
楽屋F			680	910	1,590	910	1,820	2,500	
楽屋G			540	730	1,270	730	1,460	2,000	

利用区分			使用料（円）					
			午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	9:00～ 17:00	18:00～ 22:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
多 目 的 ホ ー ル	入場料金を 徴収しない 場合	平日	5,170	6,900	12,070	6,900	13,800	18,970
		日曜日等	6,200	8,280	14,480	8,280	16,560	22,760
	入場料が 1,000円 以下の場合	平日	7,390	9,860	17,250	9,860	19,720	27,110
		日曜日等	8,860	11,830	20,690	11,830	23,660	32,520
	入場料が 1,001円～ 3,000円 以下の場合	平日	9,230	12,320	21,550	12,320	24,640	33,870
		日曜日等	11,070	14,780	25,850	14,780	29,560	40,630
	入場料が 3,001円 以上の場合	平日	11,080	14,790	25,870	14,790	29,580	40,660
		日曜日等	13,290	17,740	31,030	17,740	35,480	48,770
楽屋 1			230	310	540	310	620	850
楽屋 2			550	740	1,290	740	1,480	2,030
楽屋 3			300	400	700	400	800	1,100
ギャラリー 1			920	1,220	2,140	1,220	2,440	3,360
ギャラリー 2			800	1,070	1,870	1,070	2,140	2,940
ワークショップ室			1,560	2,080	3,640	2,080	4,160	5,720
会議室			1,510	2,010	3,520	2,010	4,020	5,530
大練習室			3,120	4,160	7,280	4,160	8,320	11,440
中練習室 1			2,340	3,120	5,460	3,120	6,240	8,580
中練習室 2			1,570	2,100	3,670	2,100	4,200	5,770
小練習室			950	1,270	2,220	1,270	2,540	3,490
和室			1,050	1,400	2,450	1,400	2,800	3,850
美術室			510	680	1,190	680	1,360	1,870
キッズルーム			890	1,190	2,080	1,190	2,380	3,270
ミーティング室 1			1時間につき 190円					
ミーティング室 2			1時間につき 150円					
パフォーマンス室			1時間につき 230円					
バンドスタジオ 1			1時間につき 710円					
バンドスタジオ 2			1時間につき 710円					

(補足)

- ※ 1 平日：月曜日～金曜日（祝日を除く）  
日曜日等：土曜日、日曜日、祝日
- ※ 2 入場料の金額が2区分以上ある場合は、最も高い入場料を基に使用料を決定します。
- ※ 3 区域外利用者（東海市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の区域内に在住、在勤、在学のどれにも当てはまらない者。または事業所等を有しない者）が利用する場合は、この表または※ 5 から※ 7 までに定める使用料の1.5 倍の額（10 円未満は切り捨て）となります。
- ※ 4 物品の販売またはこれに類する行為を目的として利用する場合は、利用する施設に応じて、以下に定める額となります。
  - (1) 大ホール、多目的ホール  
この表にかかわらず、この表の「入場料が 1,000 円以下の場合」または※ 5 から※ 7 までに定める使用料の3 倍の額（区域外利用者にあつては、5 倍の額）となります。
  - (2) (1)以外の施設  
この表または※ 5 から※ 7 までに定める使用料の3 倍の額（区域外利用者にあつては、5 倍の額）となります。

「物品の販売またはこれに類する行為」とは、一般法人（株式・有限会社等）または団体・個人が、物品販売、予約、斡旋などの金銭的な利益を得ようとする場合や利益を得る目的で講習会等の活動をするために利用する場合をいう。ただし、チャリティーバザー等主たる目的が営利を追求するものではない場合や興業会社や音楽事務所等が演奏会、映画会等を行う場合について、文化芸術に関する活動に該当する内容については、この表に定める入場料区分に基づく使用料を徴収する。

(物品の販売又はこれに類する行為に該当する使用事例)

- ・一般法人、団体又は個人にかかわらず、商品の販売、PR、予約等
- ・一般法人等が行う営業会議、販売会議、商品PR会議等
- ・一般法人等の株主総会、役員会、入社試験等
- ・一般法人等のPR活動
- ・月謝を取っている者が行う教室

- ※ 5 延長区分①（8:00～9:00）において大ホール、多目的ホール、ギャラリー1、ギャラリー2を利用する場合は、この表に定める午前の使用料の1時間（3分の1）に相当する額に1.5 を乗じて得た額（10 円未満は切り捨て）となります。
- ※ 6 延長区分②（12:00～13:00）、延長区分③（17:00～18:00）において、施設（ワークショップ室、会議室、和室、美術室、ミーティング室1、ミーティング室2、パフォーマンス室、バンドスタジオ1、バンドスタジオ2を除く）を利用する場合は、1 延長区分につき、この表に定める午後の使用料の1時間（4分の1）に相当する額（10 円未満は切り捨て）となります。
- ※ 7 延長区分④（22:00～23:00）において大ホール、多目的ホール、ギャラリー1、ギャラリー2を利用する場合は、この表に定める夜間の使用料の1時間（4分の1）に相当する額に1.5 を乗じて得た額（10 円未満は切り捨て）となります。

- ※ 8 大ホールを舞台のみ利用する場合は、この表に定める使用料に2分の1を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）となります。
- ※ 9 大ホールを1階のみ利用する場合は、この表に定める使用料に100分の85を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）となります。